# 最高裁判所裁判官国民審查公

昭和六〇年

四月

判事補に任官し、

L·M·)を卒業。

高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済

東京地裁、

甲府家地裁、

昭和五九年

弁護士登録

(第一東京弁護士会)

平成

五年

七四三六四四月月月月月

ニューヨー

ク州弁護士資格取得・ロースクール修了

一 四 年 年

TMI総合法律事務所

大学法学部、コーネル大学ロースクール神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、

ル

豊橋市立青陵中学校、愛知県立時習館高等

昭和五六年

四 四月

都大学法学部を卒業。

兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、

昭和三二年一一月一〇日生

外務省アジア局南東アジア第二課、在フィリ判事補任官 以後、東京地裁、最高裁刑事局、

ピン日本国大使館、京都地裁、最高裁(調査官)

東京地裁判

愛知県豊橋市生まれ。

四月

判事に任官し、

横浜地裁、

最高裁調査官、

横浜地裁で勤務。

閣法制局参事官、

東京高裁判事を経て、

地裁判事 (部総括)、

令和

三二九年年年年

七七一一二月月月月

大阪高裁長官 東京高裁判事(部総東京高裁判事(部総

高裁判所にお

選挙区割りは、憲法一四条に違反しない

(多数意見)。

小選挙区選出議員

令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、

自室で出産し、死亡令和五年三月二四日

ル箱に入れ、

棚の上に置くなどした行為は、

死亡したえい児の死体をタオ

刑法一九〇条

和

元年

三菱自動車工業株式会社社外取締役

日弁連知的財産センター委員長

〇月

最高裁判所判事

東京地方裁判所民事調停委員一般社団法人日本国際紛争解決セン

理事

七月月

三年

平成三一

年度「知財功労賞」(経済産業大I

公益社団法人日本仲裁人協会理事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所長官

最高裁判所判事

令和五年一月二五日

挙法 (令和四年法律第八九号による改正前のもの) 一三条一項:

令和三年一○月三一日施行の衆議院議員総選挙当時、

公職選

会委員

財務省関税等不服審査会関税・

知的財産分

パナソニック株式会社社外監査役 エステー株式会社社外取締役

二二二二五年年年

六 六 三 五 二 四 月 月 月 月

内閣府知的財産戦略本部有識者本部員日本商標協会理事(令和五年五月副会長)

四元二二五五年年年年

八六九四三一月月月月月月

事、最高裁刑事局課長、東京高裁判事、司法事、最高裁刑事局長兼図書館長 所務官、最高裁刑事局課長、東京高裁判事、司法事、最高裁刑事局長兼図書館長 が戸地裁所長 最高裁事務総長 東京高裁事務総長

一 九 年 年

日本商標協会理事(令和五年五月副会長)
文部科学省文化審議会著作権分科会委員
財産政策部会(現 知的財産分科会)委員

第二小法廷判決

令和五年一○月一八日

大法廷判決

「遺棄」に当たらない(全員一致)。

#### 告示番号:1

劇映画の出演手で、 一令和五年一一月一七日 第二小法毛町で 四号の規定は憲法一三条に違反する(多数意見)。 一令和五年一一月二五日 大法廷決定 関映画の出演手で、 二九条に違反しない(全員一致・補足意見付加・裁判長) 令和五年一二月一五日 第二小法廷判決政法人理事長の処分は、違法である(全員一致・裁判長)。 ことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けた 胎させた者に対し、 令和五年一○月二五日 大法廷決定 ないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。 議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえ めることができる(全員一致・補足意見付加・裁判長)。胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認 嫡出でない子は、 令和六年六月二一日 国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五条、 令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、 その者の法的性別にかかわらず、認知を求生物学的な女性に自己の精子で当該子を懐

し、その立法行為は国家賠償法一条一項の適用上違治旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一 大法廷判決 適用上違法である |法である(全

合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない(全しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、

ています。た裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」、にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「言います」と 事件当事者間に深刻な紛争があり、裁判官としての心構え ものは、「中立」で「独立」しが立することもある中で、「良対立することもある中で、「良く、正しい解決について社会的

感しながら、

職務に邁進しております。

昨年一一

月

最高裁判所判事

これからも、 刊事の職責の重

最高裁判

々

妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、ことを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い、

女性公正

与えたものに当たるとした(全員一致、

補足意見付加)。

クに送信した行為が刑法二四六条の二にいう「虚偽の情報」をの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワー

・裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。・裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。・当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。

(1)

の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものである

護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、



判所判

あきら

昭和三三年九月一日生

### 告示番号:2

いて関与

著しい不平等状態にあったとはいえ殿員通常選挙当時、選挙区選出議員の

権利の濫用として許されないという(Asimon)と、「人会関係人の際斥期間の主張をすることが信義則に反しては権利の濫用として許されないと判断すること認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が認することができない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が て発生した員旨音賞青くで、これでは、一項に違反する。優生規定に係る国会議員の立法行為は、一項に違反する。優生規定に係る国会議員の立法行為は、一項に違反する。 に本件を原審に差し戻した(全員一致)。らの不法行為責任の有無等について更に審理を尽くさせるためらの不法行為責任の有無等について原判決を破棄し、宗教法人くさなかった違法があると判断して原判決を破棄し、宗教法人為法上違法であるとはいえないとした原審の判断には審理を尽 令和六年七月一一日 第一小法廷判決権利の濫用として許されないとした(全員一致)。 て発生した損害賠償請求権が民法(平成二九年法律第四四号) よる改正前のもの) い場合には、戯り所は、全芸用し、到底容が著しく正義・公平の理念に反し、到底容七二四条後段の除斥期間の経過により消滅

第二小法廷判決

### 告示番号:3

別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲別を受けている国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを配ったということはできず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできないという。 濫用したものとして違法となるとした(全員一致、 令和四年七月一○日施行の参議院議員通常選挙当時、 令和五年一○月一八日 大法廷判決 裁判長)。 補足意見付

反するに至っていたものということはできないとした(多数意著しい不平等状態にあったものとはいえず、同規定が憲法に違区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の多議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙の年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三

優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条令和六年七月三日 大法廷判決項四号は憲法一三条に違反し無効であるとした(多数意見)。性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条 令和五年一○月二五日

が信義則に反し許されないとした(全員一致)。七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとすること 償請求権が民法(平成二九年法律第四四号による改正前のもの) 条一項の適用上違法の評価を受け、これにより発生した損害賠項に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法一 令和六年七月一六日 不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEM 同規定に係る国会議員の立法行為が国家賠償法一公中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条一 第三小法廷判決

## 

在フィリ

期日前投票・不在者投票は、10月26日(土)までの毎日、原則午前8時30分から午後8時までできます。詳しくは各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

最高裁

昭和三五年二月一三日

最高裁判所長官

いま

さき

ゆき

崎

略

歴

# 最高裁判所裁判官国民審查公

#### 告示番号:4



昭和三六年四月三日生

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、 北海道札幌市で過ごす。

司法修習生 京学芸大学附属高等学校を経て、 学部を卒業 市立啓明中学校、 、北海道札幌南高等学校、東、札幌市立幌西小学校、札幌九県市で過ごす。東京都中野 東京大学法

平成 八年昭和五六年

六 四月

口県生まれ。

ラ・

ル中学校、

東京大学法学部を卒業。

在フランス日本国大使館一等書記官、

後に同

昭和六三年

四四月月

判事補任官司法修習生

以後、

東京地裁、最高裁人事局、

策課国際平 外務省条約局、

予事、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報級判所調査官、最高裁総務局課長、東京高裁配、大阪地裁に勤務し、判事任官後、最高裁深課国際平和協力室、国際連合日本政府代表深課国際平和協力室、国際連合日本政府代表

を経て、

京都大学法学部を卒業。

小学校、同池田中学校、同高等学校池田校舎大阪府大阪市生まれ。大阪教育大学附属池田

一〇年

九月

総合外交政策局科学原子力課国際科学協

六 五 年 年

在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、経済協力局有償資金協力課長

同公使

八八八月月月

中近東アフ

カ局アフ

リカ第

すが、現代社会では価値観が多兼化し、リテン・一つの事件に誠実に向き合っていきたいと考えています。二つでの事件に誠実に向き合っていきたいと考えています。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳たが二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳たが二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳たが二つ表の裁判官を務める中で大切であると思ってきた。 最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。最高裁判所において関与した主要な裁判 北米第二課、在アメリカ合衆国日本国大使館 最高裁情報政策課長、 最高裁刑事局参事官、 外務省北米局

二二二九年年年

九六〇一月月月

総合外交政策局長アジア大洋州局長

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事 東京高裁長官 最高裁事務総長

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

国際協力局長

代表部在勤特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府

特命全権大使カナダ国駐箚兼国際民間航空機

東京地裁判事、最高裁情報政策課長、査官、東京地裁判事、最高裁刑事局、東京地裁判事、最高裁刑事、東京地裁、佐賀地家裁判事、是東京地裁、佐賀地家裁に勤務。

判事補任官

東京地裁、

裁判事

(部総括)を務める。

二二九年年

九七九九月月月月

大臣官房参事官 大臣官房総務課長 国際協力局政策課長

内閣総理大臣秘書官

大臣官房審議官

令 令 令 平 成二 五 年 中 成二 五 年 年 年 年

九六九九九二月月月月月月

部、大阪地裁に勤務し、裁判所調査官、最高裁総務局長期事、東京地裁判事、開京地裁判事、開京地裁判事、開京地裁判事、開京地裁判事、開京地裁判事(部総括)

令和

八四〇四一三月月月月月月月

三三二七年年年年

前橋地裁所長

最高裁刑事局長兼図書館長

東京高裁判事

### 告示番号:5

耳を傾け

中立公正な立場から、

ーつ

判断の難しい事件が増加

# 最高裁判所に いて関与した主要な裁判

四月月

最高裁判所判事

特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤

関日本政府代表部在勤

電子 ( 電子 ) ( 電子 理念に反し、到底容認することができず、同主張は信義則に反発過により消滅したものと主張することは、著しく正義・公平の年法律第四四号による改正前のもの)七二四条後段の除斥期間の 権利の濫用として許されないとした(全員一致)。

### 告示番号:6

心掛けていきたいと考えています。 誠実に向き合 重いものがあります。 裁判官としての心構え 憲法と法律によって最高裁に与えられ 最終審としての最高裁の判断の重みとその最高裁に与えられた権限と責任は、非常に

いと思います。高裁判所の仕事の中でも貫いて、 るか、 係を丁寧に検討することを大事にし、 裁判を担当してきました。 の地方裁判所及び高等裁判所での仕事で大事にしてきたことを最 与した主要な裁判を掲げることができません。しかし、これまで てきました。 え抜いて決断することに裁判官としてのやりがいと充実感を感じ 判断が国民生活や社会経済活動に与える影響の大きさに思 これまで、 その事案で最も望ましい解決は何かということに悩み、考寧に検討することを大事にし、核心となる争点がどこにあ o合い、多角的・多面的な視点から考えて議論するよう裁判の果たすべき役割を意識して、一件一件の事件に 最高裁判事に就任してから、まだ日が浅いため、 してきました。双方当事者の主張に耳を傾け、一地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として専 個々の裁判に取り組んでいきた 証拠関 いを致 関



博

昭和三三年一月四日

漜



高裁 なか 判所判 むら 事

昭和三六年九月一二日生

(2)

り良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨とり良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨とます。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式にます。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式にまか。法制度は、我が国において積み重ねられてきた生活様式にがいれの進展に伴い、判断の難しい事件が増えているように思いが良いの状況といった。水平面での検討だけではなく、時間の流れという、いわば垂直方向からの位置付けも的確に認識した上で、考察・り良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨とり良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨とり良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨とり良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨とり良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨とり良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨とり良い判断をしていくため、一層の自己陶冶に努め、誠実を旨とり良い判断を対している。 

裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判をとして、裁判員裁判をということにあるわけですが、正にそのとおけてすが、裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しまは、どの裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとお表でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事表でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事表判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとお裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとお裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとお裁判している。というによるでは、裁判員裁判をとして、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判しました。担当した裁判員裁判しました。担当した裁判員裁判裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判

個別具体の案件に真摯に取り組んでいきたいと思います。んできた経験を活かし、さまざまな声に謙虚に耳を傾けながら、ます。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として積ます。なれまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として積ます。を決していきたいと考えている。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事

するなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を

各種の研究会の成果を吸収したり

これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、

していますので、

ランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自じていますので、様々な視点や考え方をもって事件に取り組み、

りであると実感できました。裁判の実現を目指すというこ

必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、

座右の銘は「継続は力なり」です。努力を継続したからと

って、

ので、この言葉を胸に精進していきたいと考えています。ところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思います

期日前投票・不在者投票は、10月26日(土)までの毎日、原則午前8時30分から午後8時までできます。詳しくは各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。